

## 第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

## 附 則

附則（ ）

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年10月28日 原規規発第1510288号）

(施行期日)

第1条

この規定は、平成27年11月6日から施行する。

附則（平成27年10月15日 原規規発第1510154号）

(施行期日)

第1条

2. 第26条及び第27条については、水位監視装置の水位の再設定が完了し、運用を開始した時点から適用するものとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年9月16日 原規規発第1509166号）

(施行期日)

第1条

2. 第42条、第42条の2及び第43条については、運用補助共用施設排気放射線モニタ及び燃料貯蔵区域換気空調系の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年9月7日 原規規発第1509071号）

(施行期日)

第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成26年7月9日 原規規発第1407091号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第38条, 第39条, 第42条の2及び第81条については, 雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
3. 添付1 (管理区域図) 及び添付2 (管理対象区域図) の図面の変更は, それぞれの区域の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則 (平成25年8月14日 原規福発第1308142号)

(施行期日)

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉及び2号炉の復水貯蔵タンク水については, 各号炉の復水貯蔵タンクの運用開始時点からそれぞれ適用する。

添付2については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付2 管理対象区域図

(第45条, 第47条及び第48条関連)